

県産品マーケティング DX 強化業務委託に係る企画提案競技（プロポーザル方式）
募集要領

令和 4 年度に実施する「県産品マーケティング DX 強化業務」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行う。

第 1 委託業務の概要

別紙「県産品マーケティング DX 強化業務仕様書」のとおりとし、以下の（1）の成果目標の達成を目指して業務を実施することとする。

- （1）収集したデータをもとに、県内事業者へのフィードバック件数を 50 件以上実施すること。また、その後、県産品の開発・改善や販路の開拓につながることを。

第 2 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

第 3 委託契約額の上限

33,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第 4 参加資格要件

企画提案競技（プロポーザル方式）に参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、（6）の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （2）佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- （3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- （4）審査会の日から 6 か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
- （5）佐賀県内に事業所等を所有する者にあたっては、県税の滞納がないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第5 提出書類等

1 提出する書類及び提出期限

(1) 参加資格審査関係書類（各1部） 令和4年5月23日（月曜日）17時必着

① 参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 会社概要（任意様式） ※法人の概要がわかるパンフレット等

④ 業務実績書（様式3）

(2) 参加資格の確認結果は、令和4年5月25日（水曜日）までに通知する。

(3) 企画関係書類（各6部） 令和4年5月30日（月曜日）17時必着

① 企画提案書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。

ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部に記載すること。

イ 盛り込むべき内容

a 別紙「県産品マーケティングDX強化業務仕様書」中の「第2 業務内容」に示す項目を参考に、業務の具体的な内容や想定スケジュール、業務の実施体制（再委託を行う場合は主な再委託先）など、提案する内容とそれに付随する事項をすべて盛り込んで作成すること。

b 別紙「県産品マーケティングDX強化業務仕様書」中の「第2 業務内容」における、「1 デジタル機器・システム導入、運用支援等業務」については、過去の実績を踏まえ、支援内容を具体的に示し、どの程度の支援ができるのかわかるように記載すること。

② 実施体制図

ア 様式

任意様式とする。

イ 盛り込むべき内容

以下のとおり、本業務を履行する体制などについて記載すること。

- ・さが県産品流通デザイン公社との連携その他業務等の実施体制
- ・応募者が有する関連業務の実績
- ・主な再委託先や委託業務遂行上のパートナーなどとの関係図等

③ 費用積算内訳書

ア 様式

A4サイズで、任意様式とする。他の提出書類とは別冊とすること。

さが県産品流通デザイン公社所長宛てとし、企画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載すること。

イ 盛り込むべき内容

本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲内で見積もること。

2 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は提出期限までに必着）

(2) 提出先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館9階

さが県産品流通デザイン公社 担当者：石原、久保

3 留意事項

- (1) 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (2) 企画提案書の受領後、さが県産品流通デザイン公社が必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。
- (3) 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

第6 企画提案競技（プロポーザル方式）に係るスケジュールと内容

（1）説明会の開催

日時：令和4年5月18日（水曜日）10:00～11:00

場所：佐賀県庁新館9階 産業労働部中南会議室

・令和4年5月17日（火曜日）17:00までにメールで申し込むこと。

（2）書類の提出

「第5 提出書類等」のとおり。

（3）企画提案競技（プロポーザル方式）の開催

ア 委託先の選定

企画提案競技（プロポーザル方式）のプレゼンテーションを、令和4年5月31日（火曜日）に実施する。

プレゼンテーションの内容と、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行ったものから選定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所は参加者に別途連絡する。

イ 選定基準

企画提案の審査は、別に定める基準に基づき審査する。

ウ 結果通知日

令和4年6月2日（木曜日）を予定。

エ 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには、一切応じない。

オ その他

プレゼンテーション方法については、特に指定はないが、PowerPoint等を用いて実施したい場合は、事前に連絡すること。

第7 業務の委託契約

（1）審査により選定された者と仕様の細部や契約金額等について協議が成立した場合、当該業務に係る随意契約を締結する。なお、随意契約においては、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を依頼する。

（2）審査の結果、選考された者と委託契約を締結することとなることから、契約に必要な資料の提供に協力すること。

（3）契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項第1号、第4号又は第7号に該当する場合は、これを準用し契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

（4）委託費については業務完了後、請求により支払うものとするが、前金払（委託費の

30%以内を上限とする。)も可能とする。

第8 契約の締結

令和4年6月上旬予定

第9 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「第4 参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の協力者となった場合
- (5) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

第10 その他留意事項

- (1) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 企画提案競技（プロポーザル方式）に関する問い合わせは電話・FAX・メールで受け付ける。また、質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

第11 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

さが県産品流通デザイン公社 担当者：石原、久保

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館9階

電話：0952-20-5604

FAX：0952-20-5600

MAIL：saga-ppc@mb.infosaga.or.jp